

港湾関係研究奨励助成事業 助成要綱

(目的)

本事業は、多様化・高度化する港湾行政の今後の展開に寄与するため、法学、経済学、社会学等の社会科学による港湾に関する研究を奨励することを目的とする。

(助成対象研究分野)

社会科学による港湾に関する研究のうち、港湾の計画及び管理並びに危機管理に関する研究であって、本事業の趣旨に合致すると認められるものを対象とする。

なお、港湾の計画に関する研究には、港湾物流、政策評価、歴史、地理、文化、観光、景観、まちづくり、海域利用、脱炭素化等に関する研究を含み、港湾の管理に関する研究には、運営、経営、公物管理、港湾運送、利用促進等に関する研究を含むものとする。また、港湾の危機管理に関する研究は、保安対策、防災・減災対策、事業継続計画等に関する研究を対象とする。

(助成対象者)

港湾関係研究奨励助成金（以下「助成金」という。）の申請をすることができる者（以下「助成対象者」という。）は、港湾に関する専門的知識を有すると認められる大学教員その他の有識者及びこれらの有識者からなる団体とする。

(申請方法)

助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、港湾関係研究奨励助成金交付申請書（様式1-①～1-③）（以下「申請書」という。）に記載事項を記入し、資料を添付の上、申込期限までに、公益社団法人 日本港湾協会 研究奨励助成事業事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

なお、申請者は、本助成金以外の他の助成金の交付を併せて申請しているときは、申請書にその旨を記載するものとする。

(審査及び通知)

- (1) 事務局は、受理した申請書を、速やかに港湾関係研究奨励助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 審査委員会は、委員会が定める港湾関係研究奨励助成審査基準に基づき、受理された申請書を審査するものとし、必要に応じ、ヒアリング等を実施するものとする。
- (3) 助成金交付の適否及び助成金の金額は、審査委員会における議論を踏まえ、委員

長が決定するものとする。

- (4) 助成金交付の適否及び助成金額に係る決定の通知（以下「決定通知」という。）は、委員長による決定後、速やかに、事務局が、申請者に対し行うものとする。
- (5) 助成金の交付を受ける有識者（以下「助成有識者」という。）の氏名、所属機関、研究テーマ及びその概要は、事務局において公表するものとする。

（研究期間及び助成額）

- (1) 助成にかかる研究期間は、決定通知受領の翌年度1年間とする。
- (2) 助成金額は、1件につき100万円以内とする。
- (3) 同一の研究テーマによる助成金の申請は、2回までに限り、行うことができるものとする。

（助成金の交付等）

- (1) 助成有識者は、決定通知の受領後、研究の概要を添付した承諾書（様式-2）を事務局に提出し、助成金の交付を受けた上で研究に着手するものとする。
- (2) 助成金は、承諾書の提出を確認の上、原則として研究着手時に全額を交付するものとし、残額が発生した場合は研究終了時に精算する。

（研究の成果報告）

- (1) 助成有識者は、研究終了時に、研究結果を取りまとめ、研究成果報告書（様式-3-①、3-②）及び助成金に関する決算報告書（様式-4）を事務局に提出するものとする。決算報告書には、経理関係書類および証拠書類を添付するものとする。
- (2) 助成有識者は別途事務局が東京都において開催する「助成研究成果報告会」（以下「報告会」という。）において、研究の成果を発表しなければならない。
- (3) 報告会の時期は、研究終了後3か月以内とし、事務局より助成有識者に通知する。
- (4) 事務局は、受理した研究成果報告書を審査委員会に提出し、報告するものとする。
- (5) 事務局は必要に応じ、何時においても、助成有識者に対し、研究に関する報告、公表等を求めることができ、助成有識者はこれに協力するよう努めるものとする。
- (6) 助成有識者が、研究に係る成果を学術誌、雑誌等に公表するときは、本助成金の交付を受けた旨を明記しなければならないものとする。

（権利等の帰属）

- (1) 研究の成果は、助成有識者に帰属するものとする。なお、事務局は、公益のため、その成果を公表することができるものとする。
- (2) 研究の成果により生じた特許権等の権利は、原則として、助成有識者に帰属する

ものとする。また、研究の成果による権利及び義務に係る対応については、助成有識者の責任において行うものとする。

(助成金の使途及び経理)

- (1) 助成金の使途は、申請に係る研究に直接必要な経費に限るものとし、原則として他の目的に使用可能なものを使途としてはならない。直接必要な経費とは、人件費（助成申請者本人及び長期雇用者に係るものは除く）、資料費、調査費、旅費交通費、消耗品費、通信費、印刷製本費、謝金、借料・損料、管理費用（助成金の管理を大学等の事務局に委託する場合に限る）とする。なお、判断のつかないものに関しては、事前に日本港湾協会に問い合わせること。
- (2) 審査委員会が助成金に関する決算報告書の内容について、不相当と判断するものがあるとき、又は助成有識者が指定された期限内に研究成果報告書を提出できなかったときは、不相当とされた金額を事務局に返却するものとする。
- (3) 交付された助成金について余剰が生じたときは、助成有識者は、指定された期限内に、その額を事務局に返却するものとする。
- (4) 助成有識者は、助成金について別に経理するとともに、証拠となる書類を保管し、事務局はこれの提出を求めることができるものとする。

(事故等の届出)

助成有識者は、助成金の交付後、研究の遂行に重大な支障となる事故等が発生し、助成にかかる研究期間内での完了が困難となった場合は、速やかに事務局に届け出たうえで、その後の対応について協議するものとする。

(附則)

- (1) この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日より適用する。
- (2) この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。
- (3) この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日より適用する。
- (4) この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日より適用する。